

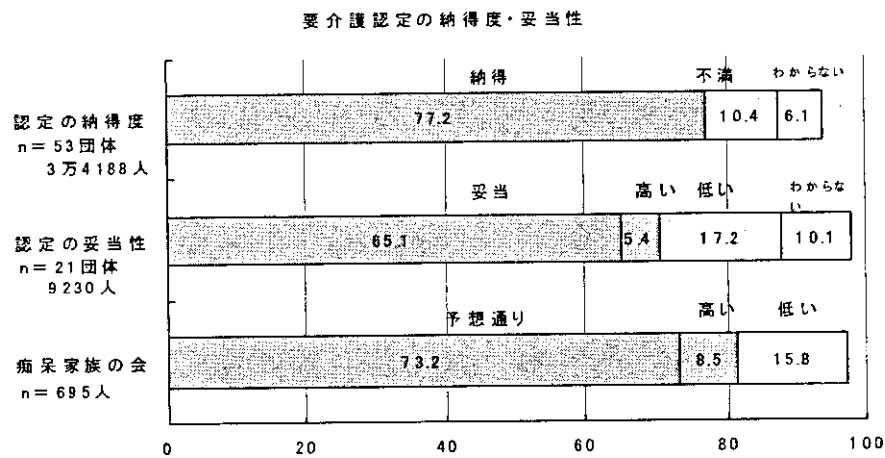
|             |
|-------------|
| 「要介護認定」関連資料 |
|-------------|

|                     |   |
|---------------------|---|
| ○要介護認定の現状 .....     | 1 |
| ○認定調査の現状 .....      | 3 |
| ○申請代行の現状 .....      | 5 |
| ○介護認定審査会意見の現状 ..... | 6 |

## 要介護認定の現状

- 介護保険法施行後、要介護認定は定着し、おおむね評価を得ている。
- 平成15年度には、実態調査などに基づき調査項目や認定基準等の見直しを行い、痴呆性高齢者に対する認定も含め、より精度の高いものとなっている。
- 平成16年度には、要介護認定事務の効率化の観点から、市町村等からの意見を踏まえ、認定有効期間等の見直しを実施予定。
- さらに、委託による認定調査や認定申請代行のあり方、認定審査会の機能等についての指摘がなされている。

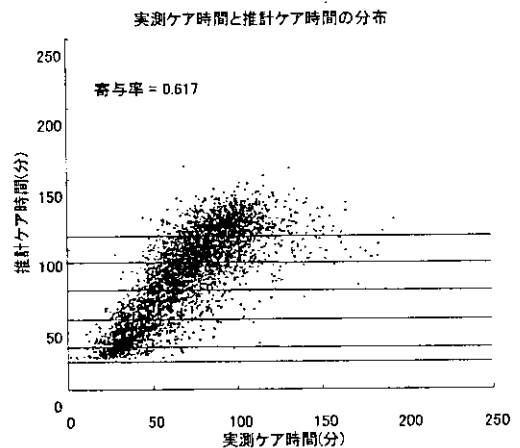
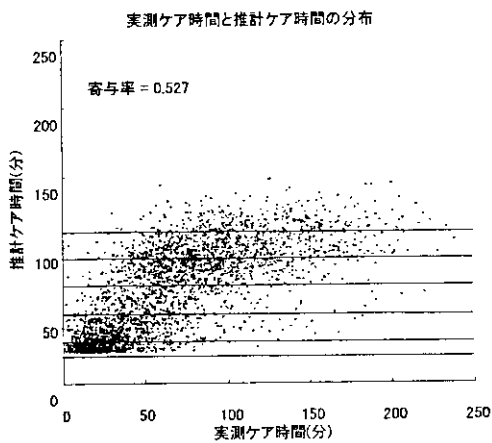
### 〔要介護認定に対する評価〕



### 〔実測ケア時間と推計ケア時間の分布〕

(改訂前)

(現行)



## 要介護認定事務の見直し概要

### 1. 見直しの具体的内容

#### ①認定有効期間

○更新認定に係る有効期間を以下のように改正する

現 行：原則 6ヶ月〔12ヶ月まで延長可〕

改正後：原則12ヶ月〔24ヶ月まで延長可（※）〕

※ 重度の要介護状態にある場合を基本としつつ、個々の事例ごとに、原則よりも長期間要介護状態が継続するかどうかについて認定審査会が判断し、当該意見に基づき市町村が有効期間を決定する。

#### ②認定審査会の合議体委員定数

○合議体の委員定数については、更新申請を対象とする場合等において、5名未満の定数を定めることができることとする。

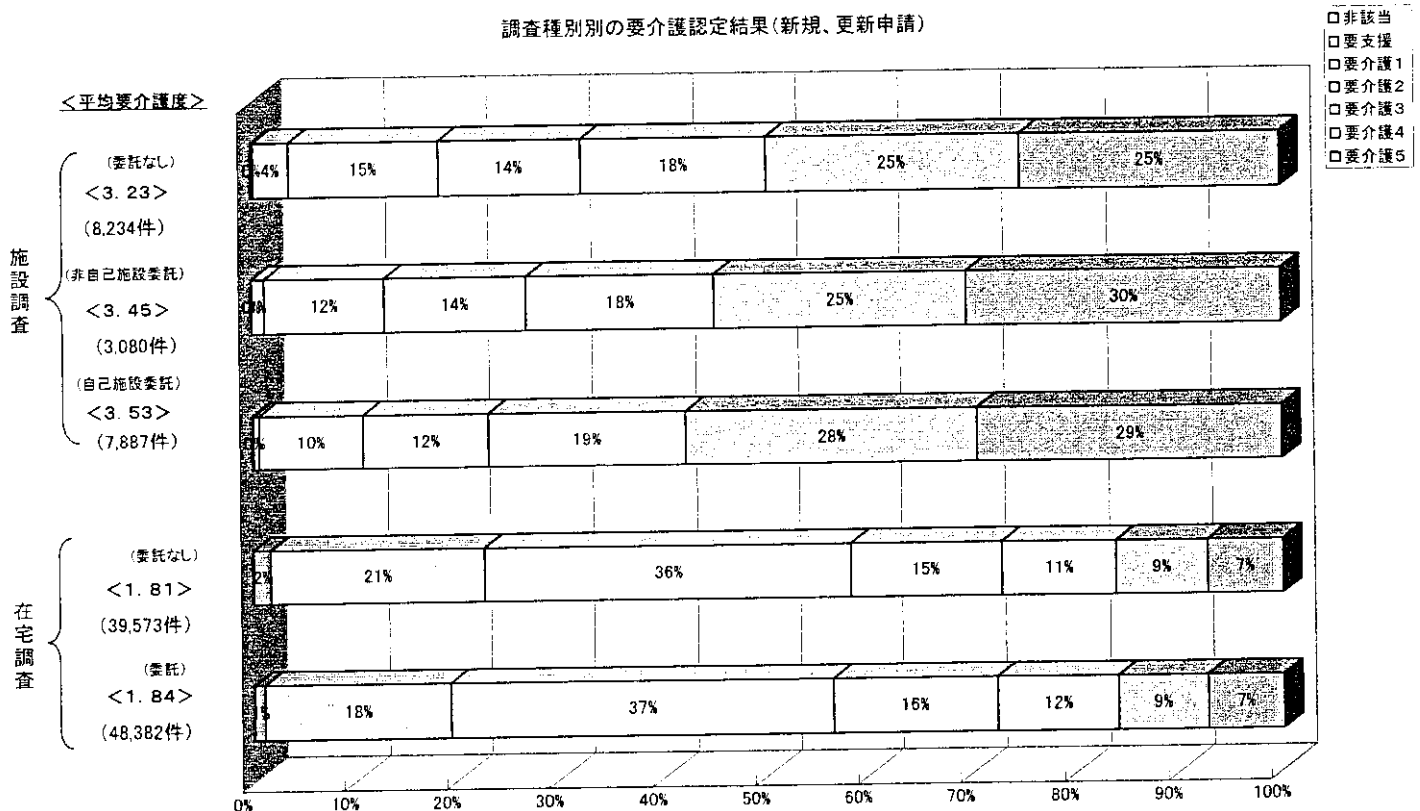
### 2. 施行時期

平成16年4月1日

## 認定調査の現状

- 現行制度においては、市町村は指定居宅介護支援事業者や介護保険施設に、認定調査を委託することができることとなっており、新規申請の約3割、更新申請の約7割が委託となっている。
- 委託による調査は、認定調査員研修を終了した介護支援専門員等が行うこととなっている。
- 認定結果（平均要介護度）について、認定調査の委託を行った場合とそうでない場合を比較すると、施設の場合には、委託を行った方が平均要介護度が高くなる傾向が見られる。
- 認定調査については、質の向上や効率化等の観点から、保険者における様々な適正化のための取り組みが行われている。

調査種別別の要介護認定結果(新規、更新申請)



(H15.6 要介護認定事務に係る現況調査結果、6/23~27の審査事例から集計)

適正化に対する取り組みについて（要介護認定について）

| 事項              | 在宅委託調査検査業務<br>（横浜市）  | 認定調査レベルアップ事業<br>（名古屋市）  | 認定調査サポート事業<br>（福岡市）   | 訪問調査員支援システム<br>導入について<br>（鹿児島市）  | 介護認定審査会<br>電子化等研究事業<br>（富士市）   | 要介護認定適正化<br>推進事業<br>（静岡県）  |
|-----------------|--|---|---|--|--|--|
| 分野              | 認定調査   | 認定調査  | 認定調査  | 認定調査   | 介護認定審査会  | 審査判定全般   |
| 概要              | 認定調査の委託にあたって、調査票の記載内容、調査項目の定義、判断基準の確認を行い、その結果に応じて必要な指導、助言を行う。                                  | ○区役所職員と委託先の調査員がお互いの調査に同行し、調査技術に関し、指摘しあう。<br>○上記結果をもとに各調査員に指導、助言を行う。   | 過去の認定調査データを集計するシステムを構築すると共に、委託事業所の調査に区役所職員が同行して助言、指導を行い、その結果を調査員研修に反映させる。 | 認定調査の迅速性と正確性を向上させるために鹿児島市の指示に基づき委託先である社会福祉協議会に「訪問調査員支援システム」を導入する。                              | 審査会資料の電子化や介護認定審査会の電子化により、意見書と認定調査の不整合をチェックするなど審査判定の適正化を図ると共に審査委員の負担軽減を図るために、介護認定審査会の電子化等について研究を行う。 | 要介護認定の審査判定の現状分析とその平準化の方法を検討し、要介護認定の適正な実施を図る。   |
| 実施主体            | 横浜市  | 名古屋市  | 福岡市   | 鹿児島市   | 富士市  | 静岡県  |
| 対象              | 市内居宅介護支援事業者及びその所属する調査員   | ○指定居宅介護支援事業者等の委託調査員<br>○実施期間（3年）中に全ての居宅介護支援事業者等に対し実施                  | 認定調査委託契約締結事業所   | 鹿児島市社会福祉協議会  | 富士市介護認定審査会委員   | 各介護認定審査会（各市町村）   |
| 実施後の対応<br>（効果等） | ○問題点があった場合、個別に指導、助言を行う。<br>○問題の内容により、管理者への直接指導、研修会を実施する。<br>○不正な認定調査が確認された場合、認定取消、委託契約の解除等を行う。 | ○調査票と合わせて「検討結果票」を区に提出<br>○上記票に基づき、指導、助言、を行う。<br>○結果を単年度ごとにまとめ、事業者等に公表 | 個別に指導・助言結果をとりまとめ、定期的に実施している認定調査員研修において全事業所に周知、指導・助言を行う。                   | 上記ソフトは、市と社会福祉協議会を専用線で結び、調査依頼から回収までを行う。これにより、基本調査項目の入力ミスが減り、特記事項も読みやすくなり、審査会での適正かつ効率的な審査判定に資する。 | 研究事業を通して得た結果等をもとに導入についての検討を本格化する。  | ○「要介護認定事例分析検討会」を設置し、判断困難事例対応マニュアルを作成<br>○認定の平準化の方法を検討し、各研修等で活用<br>○市町村においても、独自の研修、通常の認定業務の参考とする。 |

## 申請代行の現状

- 認定申請については、指定居宅介護支援事業者や介護保険施設が代行することができることとなっており、代行は申請全体の約8割を占めている。
- 申請代行は、被保険者の意思を踏まえ、その依頼を前提として行われるものであるが、被保険者本人に十分な説明を行わずに代行を行うなど、不適正な申請代行事例が報告されている。

### 1 認定申請代行の状況（平成15年9月1日～5日申請分、新規、更新、区分変更含む。）

| 認定申請件数<br>A | 申請書提出代行<br>件数 B | 代行率<br>B/A | うち居宅介護<br>支援事業者分 | うち介護保険施設分 |       |     |        |
|-------------|-----------------|------------|------------------|-----------|-------|-----|--------|
|             |                 |            |                  | 特 養       | 老 健   | 療養型 | 計      |
| 31,794 件    | 25,094 件        | 78.9 %     | 20,989 件         | 1,634     | 1,095 | 645 | 4,105件 |

(※) 無回答、内訳不明分は、含まない。

### 2 不適正な申請代行事例（11市区町村、複数回答）

- 本人に十分な説明を行わずに申請を行った 6 市区町村
- 本人の承諾なしに申請を行った 3 市区町村
- 居宅介護支援事業者以外の業者による申請 2 市区町村
- 本人の退院の目処が立っていないのに  
区分変更申請を行った。 1 市区町村
- その他 3 市区町村

(定点調査対象の125市区町村等中118市区町村等からの回答を集計、自由記載欄は、代表的なもの)

(例)

- ・ 訪問介護事業者がケアマネジャーの資格を持たないヘルパーに家庭訪問させ、介護保険制度に関する十分な説明を行わず、「ヘルパーが使えます。手続をしておきます。」とのみ告げ、系列の居宅介護支援事業所を通じて、申請代行を行った。訪問調査時に本人、家族の理解が十分でなく、後日、認定申請の取り下げがあった。
- ・ 介護タクシー事業者が、高齢者宅等を訪問し「介護保険を申請すれば100円で病院へ行けるようになる」と説明し、興味を示すと居宅介護支援事業者のケアマネジャーを派遣して申請を促し、十分な説明のないまま申請代行を行った。
- ・ 住宅改修業者が高齢者宅を訪問し、介護保険制度の説明をせずに、「介護保険を利用すれば住宅改修を安くできる」と話を持ちかけ、介護保険サービスの必要性に関わらず申請代行を行った。

## 介護認定審査会意見の現状

- 介護認定審査会は、審査・判定結果を市町村の通知するときに、
- ①要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する事項
  - ②サービスの適切かつ有効な利用等に関する留意事項
- について意見を述べるができることとなっている。
- 現在、認定審査会が意見を付する割合は約0.3%と低いが、合議体が積極的に意見を付している市町村もある。意見内容としては特定のサービスの利用を推奨するものが多い。

### 1 審査会で付された意見数

|            | 件数   | 割合   |
|------------|------|------|
| 療養に関する事項   | 164件 | 0.2% |
| サービスに関する事項 | 142件 | 0.1% |
| 合計         | 306件 | 0.3% |

(H15.6 要介護認定事務に係る現況調査結果、6/23～27の審査判定件数 107,156 件中)

### 2 意見数の多い市町村 (例)

上記2の306件の意見数のうち、それぞれの事項で意見数の多い市町村

- |                |           |                         |
|----------------|-----------|-------------------------|
| (1) 療養に関する事項   | 春日井市 (愛知) | 37件 (審査件数 185件、約 20.0%) |
|                | 呉市 (広島)   | 17件 (審査件数 188件、約 9.0%)  |
|                | 米沢市 (山形)  | 13件 (審査件数 116件、約 11.2%) |
| (2) サービスに関する事項 | 橿原市 (奈良)  | 22件 (審査件数 48件、約 45.8%)  |
|                | 川越市 (埼玉)  | 19件 (審査件数 160件、約 11.9%) |
|                | つくば市 (茨城) | 14件 (審査件数 56件、約 25.0%)  |

### 3 意見の記載内容 (例)

#### (1) 療養に関する事項

「訪問歯科診療が望ましい」、「訪問看護が望ましい」、「通所系サービスが望ましい」(春日井市) など

#### (2) サービスに関する事項

「リハビリをケアプランに組み入れるよう努めてください」「訪問診療、訪問看護をケアプランに組み入れるよう努めてください」(橿原市)「訪問リハをすすめる」(川越市)

### 4 意見の通知

介護認定審査会で付された意見は、要介護認定結果通知書、介護保険被保険者証に記載され、本人へ通知される。本人への通知を参考にケアマネジャーは、ケアプランを作成する。